税務システム等標準化
帳票の標準化について
（帳票ワーキングチームの進め方等）

令和 2 年 10 月 5 日
総務省自治税務局企画課

1．従来のカスタマイズ要因

## 総論

○従来，地方団体の基幹税システムの調達において，帳票については，主に次のようなカスタマイズが発生していた。
（1）パッケージシステムに用意がない帳票（種類）を求める
（2）パッケージシステムで管理しているデータ項目以外のデータ項目を求める

## 外部帳票

○ 特に外部帳票は，住民や法人が利用するものであることから，各団体のこだわりが強く，パッケージシステムに対す るカスタマイズが発生していた。
（1）従来使っている様式の継続利用や，分かりやすい文章の出力
（2）地方団体が独自で取り扱つている項目の印字
（3）封入封かんや郵送作業に合わせた印字•出力
（4）報告書としての利用

## 内部帳票

○ 基本的にはパッケージシステムに用意された帳票をそのまま利用しているが，次のようなカスタマイズが発生してい た。

① 集計表における分析等の観点の違いから，必要となる出力条件や印字項目等が異なる
（2）パッケージシステムが想定している手順とは異なるタイミングで，確認用の帳票を出力

2．標準化におけるカスタマイズ防止策

## 総論

○ 機能要件として次の（1）•（2）を定義することで，個別カスタマイズの大半を抑制する。
（1）帳票の用途（帳票の種類•利用場面が決まる）
（2）管理するデータ項目（データ項目の種類が決まる）
○ 地方団体が標準仕様書に適合したシステムを導入する際は，外部帳票も内部帳票も，パッケージシステム上実装 されているものを，そのまま使用するものとする。

## 外部帳票

○外部との連携等の観点から，基本的に，機能要件に加えて，印字項目やレイアウトも定義する。
※ ただし，従来からパッケージシステム上の帳票をそのまま利用するなど，カスタマイズの要因となっていなかったものについては，機能要件のみの定義とすることもあり得る（WTにて確認する）。
（例）「OOであることを証明する書類」：OOが証明されれば，データ項目やレイアウトは一意に決まっていなくても問題がない＝力 スタマイズ要求にならないもの。

## 内部帳票

○ 上記総論の機能要件での定義を基本とするほか，団体内の内部業務処理や分析等で必要となる情報については， EUC等で抽出可能とする。
※ ただし，「業務間連携に必要な内部帳票」など必要性が認められるものについては，使用するデータ項目や抽出条件等を定義する。 （例）管理されているデータ項目から抽出する条件（納税義務者のうち○○に該当する者等）

## 3．帳票WTの進め方（概要）



仕様書㠲き台•検討項目（論点）を基に，業務上の要否•標準的な出力方式などを検討する

標準仕様書へ記載するとした要件について，業務上の印字項目・レイアウトの指定 が必要か検討する

データ項目の指定が必要と判断された帳票について，印字項目の叩き台を基に，業務上の要否確認•標準的な印字項目の検討を実施する

レイアウトの指定が必要と判断された帳票について，各事業者から提示された帳票
サンプル等を基に，最も良いと考えられるデザイン案を決定する
デザイン案は必要に応じて，利用する関係各所（金融機関など）に意見を照会する

## ■情報連携を用途とする帳票における検討対象範囲

○ 情報連携のための帳票については，税業務で内容の検討ができるものを標準化検討の対象範囲 とする。

○ 税業務以外の他業務へ情報連携•情報共有するための帳票は，本来地域情報プラットフォームで カバーされるべき事項のため，今回の標準化検討の対象範囲外とする。

| 分類 |  | 検討対象範囲 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 外部帳票 <br> （報告書などを想定，データ連携は機能として定義） |  | 検討対象範囲内 | － |
| 内部帳票 | 税業務以外の他業務へ情報連携するためのデータ抽出 | 税業務では判断できないため検討対象範囲外 | －地域情報プラットフォー ムに追加定義を行っても らう。 |
|  | 税業務以外の他業務へ情報共有するための情報を記載した帳票の印刷 | 税業務では判断できないため検討対象範囲外 | 税業務の標準仕様書の改定にて反映する。 |
|  | 他の税業務へ情報共有を するための情報を記載した帳票の印刷（データ出カ） | 検討対象範囲内 | 他の税業務から受領して いる帳票等について追加調査を実施 |

○外部帳票のうち以下に該当するものは，事務局案として印字項目・レイアウトの標準化対象とする
（1）カスタマイズの発生源（地方団体の要求が過剰 • 多様）と想定されるため，標準化を推進すべきもの
（2）帳票を受け取る側にとって統一的であるべきであるため，標準化を推進すべきもの

○ 上記については，必要に応じて，関係各所に意見照会を行う。

○ 上記以外の外部帳票•内部帳票については原則，帳票の用途•目的のみを定義する。

○ただし，用途•目的だけで必要な内容を表現しきれないものについては，必要に応じて一部の印字項目の指定な ど実装方式にも踏み込んだ記載を行う

例）効率的な確認作業のため異動者一覧に異動の分類（死亡，転出など）の情報を表示する など

